

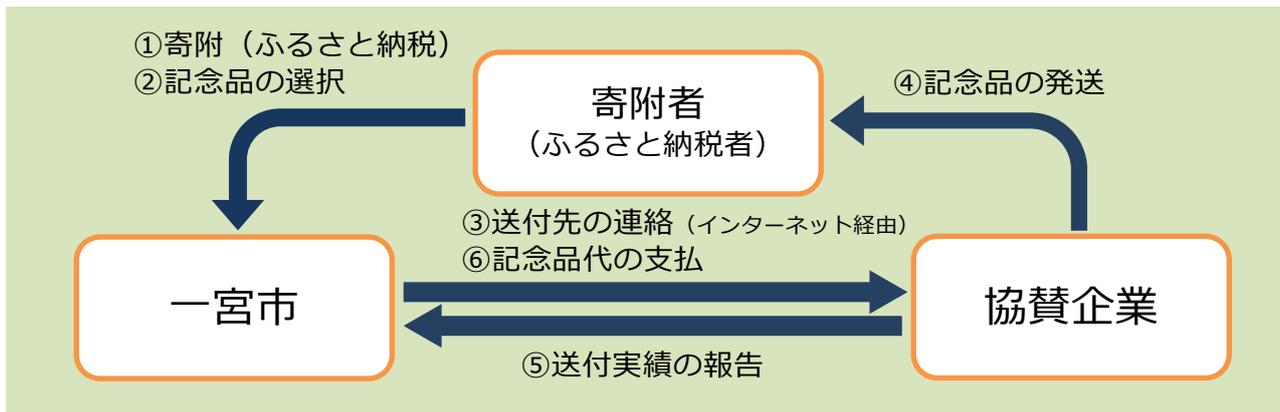
「いちのみやの特産品」を提供してください！

★★★令和6年度いちのみや応援寄附金記念品協賛企業募集要項★★★

一宮市では、いちのみや応援基金への寄附（ふるさと納税）の促進と、一宮の魅力や地元特産品のPRを図ることを目的に、平成27年12月から、本市に寄附をされた方（市外在住の個人の方）に対して、地元特産品を記念品として贈呈しています。

令和4年度の1年間では、全国から2,310件、78,559,540円ものご寄附をいただきました。そこで、引き続き、ふるさと納税により一宮を広くPRするため、令和6年度に本市と協働して特産品等を提供していただける事業者（以下「協賛企業」といいます。）を募集しています。

1. 事業のイメージ



◆ふるさと納税制度とは

個人の方が、故郷や応援したい自治体に寄附した場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と住民税を合わせて税額が控除される仕組みです。

2. 記念品（特産品）について

(1) 要件

市内で生産されたものやサービスで、本市の魅力やサービスを体感できるものや本市のPRにつながるもの。飲食物の場合は、商品到着後5日程度の賞味期限が保証されるものとします。

※農水産物や加工品を想定していますが、単品のみならず複数の商品の詰め合わせや、季節限定のもの、市内施設でのサービス（施設利用券・イベント参加券）などでも結構ですので、幅広くご提案ください。

※家具・電化製品といった資産性の高いもの・高価なものなど、総務省の地場産品基準に該当しない場合は、ご提案をお断りします。

(2) 記念品の価格

記念品の価格は、右表の記念品の価格区分とし、商品代、梱包代、消費税等を含みます。市は送料を含めた右表の市負担額を、協賛企業に支払います。

(3) 記念品の提供期間

令和6年4月1日から7年3月31日

3. 協賛企業のメリット

(1) 企業名や商品名等を市がPR

ふるさと納税ポータルサイトに記念品の画像や企業名等が掲載されます。

(2) 自社商品の販売促進・PR

協賛企業は、記念品の発送にあたって、予め市へ提出いただいた自社の商品パンフレット等を同梱して発送することにより、自社商品等の販売促進・PRを行うことができます。ただし、パンフレット等の送付は、記念品の発送時に限らせていただきます。

記念品の価格	市負担額	寄附金額（1回当たり）
3,000円相当	3,500円	10,000円以上
4,500円相当	5,000円	15,000円以上
6,000円相当	6,500円	20,000円以上
7,500円相当	8,000円	25,000円以上
9,000円相当	9,500円	30,000円以上
10,500円相当	11,000円	35,000円以上
12,000円相当	12,500円	40,000円以上
13,500円相当	14,000円	45,000円以上
15,000円相当	15,500円	50,000円以上
16,500円以上	記念品の価格と同額	記念品の価格の3分の10以上

4. 協賛企業の申込要件

申込時に市税の滞納がないことが要件となります。ただし、市が協賛企業として適当でないと認めた場合や、記念品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本市との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であることも必要です。

5. 協賛企業の役割

(1) 記念品の発送

市から記念品の送付の依頼があった場合、依頼を受けた日から1週間以内を目途に寄附者に対して記念品を発送してください。送付が遅くなるなど、送付に関して問題が生じた場合は、市へ必ず報告をお願いします。また、季節限定の商品である、依頼を受けてから制作するために日数を要する等の理由により、1週間以内の発送が困難である場合は、申込書にその旨を記載してください。発送時には一宮市の紹介パンフレット等も同封していただきます。

(2) 市への発送報告、記念品代の請求（月締め）

毎月の記念品の送付実績を翌月の10日までに所定の様式で報告いただくとともに、記念品代の請求をしてください。その際、発送票の写しなど、送付したことが確認できる書類も提出してください。

6. 協賛企業の申込方法等

(1) 申込方法

別紙「いちのみや応援寄附金記念品協賛企業参加申込書」に記念品として提供する商品の写真、参考資料等を添付し、一宮市総務部行政課まで電子メールにて提出してください。

なお、公平性の観点から1協賛企業につき、記念品は10品までとさせていただきます。また、重複申込はできません（同じ商品を複数個セットにし、価格帯を変えて申し込むなど）

(2) 申込期間

令和6年1月11日（木）から随時（ただし令和6年4月1日からの取り扱いを希望する場合は令和6年2月13日（火）までにご応募ください。）

7. 協賛企業の決定

協賛企業及び記念品の選考は市が行います。協賛企業として決定した事業者とは、業務契約を締結するとともに、ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス）に掲載します。なお、掲載順については、市で決定します。

8. 個人情報の取扱い

協賛企業は、市から提供された寄附者の個人情報を、個人情報保護法に基づいて、適切に取り扱わなければなりません。

寄附者の個人情報は、記念品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、記念品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協賛企業への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

9. その他

- (1) お申込みの際は、本募集要項及び一宮市いちのみや応援寄附金推進事業実施要綱の内容をよく確認してください。
- (2) 協賛企業は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については市に報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、承認した協賛企業が募集要項及び実施要綱に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その承認を取り消すことがあります。
- (4) 市は、法令の改正、総務省の通知等により、ふるさと納税の返礼品の基準が変わった場合、基準に該当しなくなった記念品の承認を取り消します。
- (5) 市議会の議決前であるため、募集内容は変更になる場合があります。

お申込み・お問合せ

一宮市 総務部行政課 分権・法制グループ
〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所本庁舎5階）
電話：0586-28-8956（ダイヤルイン）
E-mail：urusato@city.ichinomiya.lg.jp
担当：水谷・足立

